

第61回産業統計部会議事録

1 日 時 平成28年10月3日（月）16:30～18:34

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（部会長）、西郷 浩、河井 啓希

【審議協力者】

熊井 裕二（一般社団法人日本ガス協会総務部調査統計グループマネージャー）、
森下 淳一（日本瓦斯株式会社常務取締役）、財務省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県

【調査実施者】

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室：藤本室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 ガス事業生産動態統計調査の変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、ただ今から、第61回産業統計部会を開会します。

本日は、皆様、お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。私は部会長を務めさせていただきます川崎と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日の審議の案件ですが、9月29日の第101回の統計委員会におきまして、総務大臣から諮問されました「ガス事業生産動態統計調査の変更について」でございます。本日の部会は、参考1にございますように、委員としまして西郷委員、河井委員に御出席を頂きました。河井委員は、少し遅れて来られます。

審議協力者として、官庁の方以外に、お二方お越しいただいております。お一方は、日本ガス協会総務部調査統計グループマネージャーの熊井審議協力者でございます。よろしくお願いたします。もうお一方は日本瓦斯株式会社常務取締役の森下審議協力者です。

それから、一人一人の御紹介は省略させていただきますが、審議協力者としての各省の皆様、東京都の溝口さん、愛知県の水野さんにおいていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速でございますが、お手元にお配りしてあります会議資料の確認から入りたいと思います。では、事務局から、配布資料の確認と紹介をお願いいたします。

○岩黒総務省政策統括官（統計基準担当）付官 本日の配布資料については、議事次第にありますとおり、資料1から資料4まで、また、参考資料としまして、参考1の部会の構成名簿と参考2の日程表をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。このほか、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿をお配りしております。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、これから審議に入りますが、それに先立ちまして、3点ほどお願い、御連絡申し上げたいと思います。

まず、1点目は、本日のこれからの審議の進め方ということでございますが、この審議の進め方につきましては、総務省で作っていただきました審査メモをベースにやっていくということにさせていただきたいと思います。この調査自体、ガス事業という、なかなか一般の人には分かりにくい専門的な分野でもありますので、最初に事務局から諮問の概要の御説明をしていただいた後、審査メモの説明をしていただく前に、資源エネルギー庁から、ガス事業の全体像と生産から供給までの仕組みの御説明いただくこととしております。

それを踏まえて、審査メモに沿っての審議というふうにさせていただきたいと考えております。審議はフレキシブルに行いますので、お気づきのことなどありましたら、随時御発言をいただけたらと思います。

それから、2点目ですが、スケジュールです。参考2のとおり、トータルで2回の審議を予定しております。このような予定で進めさせていただこうと思います。

第2回を10月24日に開催し、そこで答申案をいただきまして、11月18日の統計委員会に報告をすることを目標に進めたいと思っております。いろいろ御意見もいただきながら、効率的に審議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、3点目ですが、本日の会議時間は、一応御案内では16時30分から18時30分ということで予定しております。遅い時間までで恐縮ですが、お付き合いいただきたいと思います。ただ、定時の18時30分になりまして、御予定のおありの方は、その段階で御退席いただいても結構です。その点、遠慮なく対応していただけたらと思っております。

以上が、あらかじめの連絡事項です。

それでは、早速、今回の諮問の概要につきまして、総務省の政策統括官室から御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、諮問の概要について御説明いたします。

先週の統計委員会でも説明しておりますが、部会長が御欠席でもありましたし、また、新たに審議協力者の方もいらしていただいておりますので、改めて少しお時間をいただければというふうに思っております。

資料1ということでまとめておりますけれども、諮問文にありますとおり、今般、経済産業大臣からこの調査についての変更申請が出たということで、その承認の適否の判断を

するに当たり、統計委員会の御意見を聞くというものでございます。

諮問の概要につきましては、【資料1の参考】という横置き紙を準備しておりますので、こちらで御説明できればというふうに考えております。

1枚めくっていただきますと、「ガス事業生産動態統計調査の概要（現行）」ということで1枚でまとめておりますけれども、まず、調査の名称にありますとおり、この調査はガス事業の生産の実態を明らかにするというを目的として行われております。

調査の沿革といたしましては、昭和26年から行われている調査ということになりますが、調査対象範囲につきましては、事業法の改正、事業法といいますのはガス事業法でございますが、この改正に伴って順次広げていきまして、（資料1の参考）1ページの下の方に調査対象と調査票の構成等という一覧表を付けておりますけれども、そこに記しておりますとおり、一般ガス事業者から簡易ガス事業者まで、これを網羅する全数調査として行われているところでございます。

調査事項といたしましては、ガスの生産、供給に関する様々な事項ということになりますが、大きく分けると、数量と金額ということになるかと思えます。今御覧いただいた同じ表の中で、調査票と調査周期という欄がありますけれども、数量に関しましては毎月、金額については四半期という周期で行われているものでございます。

また、調査系統でございますが、経済産業局が間に入りますけれども、経済産業省と報告者との間のやりとり、郵送、オンラインということで、この調査に関しては地方公共団体が調査系統に含まれないというものでございます。

以上が、ガス事業統計調査の概要ということでございました。

（資料1の参考）2ページ、結果の利活用というところに進んでまいります。大きく3つ区分しております。①から③ですが、①が行政利用、②が民間利用、③が国際利用ということで、利活用の例示ということで記載させていただいているところでございます。

まず、1つ目の行政利用というところですが、国民経済計算をはじめとする各種加工統計の基礎資料として使われているほか、ガス事業法と密接な関係のある調査ということでもありますので、ガス料金算定のための基礎資料といった形で使われています。

また、②の民間利用でございますが、マーケットの動向把握の基礎資料という形で用いられております。③の国際利用、こちらにつきましては、国際エネルギー機関、IEAというところがございしますが、こちらが日本のエネルギー政策を何年かに一度、評価をするということを行っており、その際のガスの情報として、このデータが提供されているとこのことでございます。

それでは、以上を踏まえまして、今回どういった変更が予定されているかということで、（資料1の参考）3ページ目、御覧いただければと思います。今回の変更ですが、ガス事業法の改正に連動するところが多くございます。

そこで、具体的な変更の説明の前に、（資料1の参考）3ページ目のところで、ガス事業法改正の概要ということで1ページ付けさせていただいております。事業法の改正自体は、詳細かつ様々な変更内容があるわけですが、ここでは柱でございますガスの小売自由化、それから、それに伴う事業区分の類型変更ということについて書かせていただい

います。

まず、小売の全面自由化というところの枠囲みの中ですけれども、現在のところは、一般ガス事業者にしか認められていない家庭向けの小口のガス供給について、地域独占を撤廃して、登録を受けた方であれば誰でもができるということが今回の大きな改正の柱になっています。

これに伴いまして、その枠囲み、「これを受け」以下のところですが、事業区分が変わるということですが、それは（資料1の参考）3ページの下半分の対象事業者の変更の図に連動するものでございますので、そちらの方を御覧いただければと思います。

ガスの生産、供給につきましては、作って、送って、売るという大きな流れがあろうかと思えます。それが製造、導管、供給ということになりますけれども、現在は、導管と供給、送って売るというところが一体的な規制下に置かれているというところですが、今回の事業法の改正に伴いまして、それを横割りで事業区分を変えるというもの、そして、それぞれに許認可制度を変えるというようなことが予定されています。その結果として、ガス小売事業という一番右下のところにありますけれども、登録制と記載されているものですが、こちらへの新規参入が期待されているというところでございます。

以上、ガス事業法の改正について触れさせていただきました。

なお、本日は、私の説明の後に、個別事項の審議に先立ちまして、資源エネルギー庁から、ガス事業全般、それから、今回の法改正等について、追加の説明をしていただくことになっております。

最後、（資料1の参考）4ページ目、主な変更内容と想定される論点というところがございます。大きく分けて、1から3まで3つに分けております。1につきましては、今申し上げたガス事業法の改正を踏まえた変更ということでございますが、（1）は、事業者区分が変わるということで、当然ながら調査対象の区分も変わるというもの。それから、（2）でございますが、今回の自由化等によって、廃止される区分もありますし、一方で、地域独占がなくなるということで、新たに地区別の把握という、新たな情報の把握の必要性といったことも生じてきております。

そういった削除あるいは追加ということに関して、御審議いただければと考えております。

それから、「2.その他の変更」とありますが、こちらは、法律の改正とは直接連動するものではございませんが、公表方法等の変更ということで、具体的には、現在インターネットと印刷物で公表がなされているのですが、利活用状況を勘案いたしまして、インターネットのみに集約するということが予定されているところがございます。

これら1と2の論点といたしましては、囲み、白抜きで記載してございますとおり、ガス事業法改正後も生産実態を適切に把握できるかどうか、あるいは、報告者の記入負担への配慮、それから、データの継続性といったところが論点になろうかと思えます。

それから、大きな区分としてもう一点、3のところですが、この調査は平成18年の3月に諮問されて以来、諮問されていません。ですから、統計委員会として初めての審議ということになります。そういったことも踏まえまして、未諮問基幹統計のフォローアップとい

うこともこの部会審議の中で併せてやっていただければと考えております。

論点といたしましては、3点ほどございます。

まず、基幹統計としての法定要件と記載しておりますが、要は、利活用状況の確認をしたい、引き続き、その重要性如何というところでございます。

また、2つ目、本調査の必要性というところですが、基幹統計として必要であったとしても、調査を行う必要があるかどうか、何が言いたいかと申しますと、ガス事業法の中に報告徴収という別の規定があつて、そこで個別の事業者から情報を吸い上げるという規定がございます。ですので、考え方によりますと、その規定を使えば、この調査を行わなくても情報が集められるのではないかと。あるいは、この報告徴収の目的、それから、調査の目的、それぞれでこういう役割分担があると。そういったところの確認ができればと考えております。

それから、最後、ガス事業の実態を踏まえた調査体系の見直しの必要性と記載しているところですが、今日御出席の方々に対しては釈迦に説法なところがございますけれども、若干申し述べさせていただければ、この調査は、ガス事業法に基づくガスの生産、供給を対象にしています。

ただ、国内におけるガスの供給というのは、ガス事業法以外の法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律という、こちらの法律に基づく供給も行われているところがございます。具体的には、山間部の家屋であるとか、あるいは、町中でも飲食店の軒先にガスボンベが立ててあるという形態のものであります。これはガス事業法ではなくて、液石法、今申し上げた法律の略称ですけれども、それに基づいて供給が行われているという状況でございます。ですから、そういったものについてはこの調査は対象になっていないというのが現状です。

ただ、いろいろお話を伺うと、この部分、業界統計でかなり詳細に統計化がなされているといったところもありますので、そういった点も確認しながら、この調査と、それから、業界統計の役割分担であるとか、本調査の改善の余地といったところも確認させていただければと考えております。これら3点をフォローアップの中で確認したいと思っております。

以上が、今回皆様に御審議いただく内容ということになります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

なお、先週9月29日に委員会に諮問した際に、本調査については、特段皆様から御意見とか御質問等はなかったということをお申し添えさせていただきます。

ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

今の【資料1の参考】の中の4ページ目のところが、我々のこの審議の中で特に考慮しなければいけない論点ということになるかと思っております。

それでは、続きまして、ガス事業の全体像、その仕組み等について、資源エネルギー庁のから御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資源エネルギー

庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長、藤本でございます。よろしくお願いいたします。

資料2の「ガス事業と法改正の概要について」に沿いまして、御説明します。

まず、都市ガス事業の流れでございます。(資料2)1ページを開けていただければと思います。先ほどの御説明にもありましたように、ガスを作って運んで売るというのが大きな流れとなります。日本の場合は、国際パイプラインでの受け入れがありませんので、全て液化したLNGの形でタンカーによって運ばれてきます。これをLNG基地で受け取りまして、パイプライン(導管)を使って大口、小口に販売をしていくというのが大きな流れとなります。

左下を見ていただきますと、実はLNGの7割は発電用に使われております。輸入事業者、大きいところでは、2位に東京ガス、5位に大阪ガス、入っていますけれども、多く電力会社が並んでいるという状況です。

それから、日本の場合は、地域間が導管で十分結ばれておりませんので、35の数多くの受入基地があるのも特徴的かと思えます。

それから、右下にありますように、現状の都市ガス会社ですけれども、203社いらっしゃいます。電力の場合は、旧電力会社10社だったのですけれども、これと比べると随分数が多いという点が特徴的かと思えます。東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手3社にはじまりまして、ほとんどが中小企業ということになります。小さいところだと、従業員1桁の企業も随分あるということでもあります。

(資料2)2ページを見ていただければと思います。現行のガス事業法であります、一般ガス事業というのが許可事業としてございます。いわゆる都市ガス事業者はこちらの形態に入ってきます。東京ガス、大阪ガス、東邦ガスはじめ、多くのガス事業者がこの形態に入ります。

許可制で供給区域での独占供給が認められます。逆に、供給義務、あるいは、ガスを運ぶ託送供給義務が課されます。それから、料金は、地域独占が認められることの裏返しですけれども、経産大臣の認可料金、認可を受けた料金での販売が義務づけられるということになります。託送については、経済産業大臣の認可料金で託送をしていただくということになります。現在、一般ガス事業者は203事業者がいらっしゃいます。

(資料2)3ページを見ていただければと思います。もう一つ、この一般ガス事業者の外に、簡易ガス事業というのがございます。簡易なガス発生装置によってガスを発生させまして、導管でこれを供給する事業であります。集合住宅型ですとか、あるいは、ニュータウンのような住宅団地型の2種類がございます。いずれにしましても、一群の需要地点にガスを届ける事業ということになります。地点数が70未満のものは、先ほどの液石法の対象になります。70以上のものは簡易ガス事業者として、このガス事業法の対象となるということでございます。

簡易なガス発生装置と一般ガス事業者の通常ガス発生装置の違いですけれども、LNG、天然ガスを使うものは一般のガス事業、簡易ではないガス発生装置となります。それから、成分の変更を加えるもの、例えばLPガスがベースですけれども、これに空気をあわせて熱量を調整するといったような成分の変更がある場合は、簡易ではないということ

になります。簡易なガス発生装置は、L P ガスをベースとして、かつ、成分の変更を行わないものと考えていただければと思います。

1,375 事業者いらっしゃいまして、供給地点は、例えば今日もお越しの日本瓦斯様ですと 11 万、西部ガスエネルギー様ですと 8 万といった形で、多くの供給地点を抱える事業者もいらっしゃいます。

(資料 2) 4 ページです。ガス導管事業であります。こちらは小口への供給は行いませんが、卸供給、あるいは、大口供給のために導管を有する者になります。現行では届出制ということになっております。届出後、一定の待機期間を置きまして、場合によっては、大臣がその待機期間中に変更・中止命令を行うことができるということにしています。主に制度を設けておりますのは、一般ガス事業の供給区域の需要家に利益阻害がないようにということで届出制によって状況を見ているということでもあります。

具体的な導管事業者としましては、L N G 火力に L N G 基地から電力を送っておられる電力会社、あるいは、石油会社、あるいは、卸供給をされている国産天然ガス事業者、I N P E X とか J A P E X といった方がいらっしゃいます。

(資料 2) 5 ページです。大口ガス事業という制度がございます。大口ガスにつきましては、1995 年以降、段階的に自由化がなされております。現在でも、先ほどの一般ガス事業者のほかに、大口ガスだけを供給することというのが可能となっております。現在は届出制ということになっております。

こちらも、一定の待機期間を設けまして、場合によっては、この間に経済産業大臣が変更・中止命令を行うことができるということになっております。主な事業者としましては、石油・L P G 事業者、あるいは、国産天然ガス事業者、商社等が大口ガス事業者の届出を行っております。

(資料 2) 6 ページです。導管網の整備状況であります。日本地図が付いていますが、赤い地点が都市ガスエリアということになります。白地の地点では都市ガスの導管網が引かれておりませんで、シリンダーで、ボンベで供給される L P ガス、あるいは、オール電化などが使われているという状況になっております。

黒い線が広域パイプライン、高圧のパイプラインになります。見ていただいても分かりますとおおり、まだ十分に地域間でつながっておりません。例えば、日本海側と太平洋側も、新潟から仙台ですとか新潟から東京だけはつながっているのですけれども、他はラインがないという状況です。あるいは、太平洋側だけで見ても、まだぶつぶつと切れ目があるといったような状況にあります。こちらの整備も我々にとっては大きな課題となっております。

(資料 2) 7 ページです。現在、電力、ガスを併せたエネルギーシステム改革を行っております。電力は 3 段階での自由化を進めています。皆様に御案内のとおり、今年の 4 月から、小口も含めた電気の小売が全面自由化されております。1 年遅れまして、来年の 4 月にはガスの小売も全面自由化されます。現在既に自由化されている大口に加えまして、小口でもガスは登録さえすれば誰でも売れるようになるという状況でございます。

それから、電力につきましては、2020 年に送配電部門の法的分離がございます。同じよ

うに、ガスについては 2022 年に導管部門の法的分離がございます。ただ、ガスの場合は、中小事業者も多いということで、日本の導管の 1 割以上を有する者が法的分離の対象となります。結果としまして、大手 3 社のみ、法的分離を求められるということになります。

(資料 2) 8 ページです。幾つか自由化のポイントを記載させていただいています。1 つが、今の一般ガス事業者は、製造・導管・小売、を一気通貫でやられておりますけれども、それぞれ部門ごとにライセンス制が導入されます。製造部門は、これまで届出等一切なかったのですけれども、後ほどお話しします基地の第三者利用の制度が創設されますので、届出制が導入されます。

それから、導管部門は許可制となります。こちらは地域独占が認められまして、逆に、料金は規制料金となります。総括原価方式の形で、かかる費用を足し上げて、一定の利潤を乗せて料金を国が認可をするということになります。それから、小売事業者の誰とも契約を結ばなかった需要家に対して、一般ガス導管事業者は最終保障供給のサービスを提供する義務があるということになります。

それから、小売部門が今回大きな変化になりますけれども、登録制となります。登録さえすれば、誰でも誰にでもガスが売れるようになるということでもって、全面自由化と呼んでおります。大手 3 社をはじめ、幾つか競争が不十分な地域には、経過措置として、規制料金が継続されることとなります。

(資料 2) 9 ページです。導管部門の法的分離であります。導管部門は、小売部門が自由化されますと、今後は様々な小売事業者のガスを運ぶということになります。このため、これまで以上の中立性と透明性が求められるということで、製造部門、小売部門と切り離して別会社にしてほしいというのが法的分離の内容になります。左側の持株会社型、あるいは、右側の子会社型、どちらでも選べるということにはなりますけれども、別会社にしていただくということになります。詳細は今後議論になりますけれども、例えば人事交流など、幾つかの行為規制が課されるということになるかと思えます。

(資料 2) 最後のページになります。新しく LNG 基地の第三者利用制度というのが導入されます。新規参入者にとってみますと、LNG を調達するところが相当なボトルネックになる可能性がございます。したがって、今、基地を持っている者は、余裕があれば、これを第三者に利用させてくださいという制度を導入します。正当な理由がなければ、第三者からのリクエストを断ってはならないという制度になります。加えまして、同一条件であれば同一料金で貸してくださいと、例えば自社の小売部門だけを優遇するようなことはできないということを求めていくことになろうかと思えます。

それから、導管部門ですけれども、地域独占、料金規制、第三者利用の保障等は先ほど御説明したとおりです。一番下の部分ですけれども、導管が十分につながっていないこともありまして、導管を接続するのを促す制度を幾つか導入しています。事業者間の協議に片方が応じない場合、国は協議することを命令することができるようになるという制度になります。あるいは、協議の中身が整わない場合は、国が裁定できるという制度も導入されております。

以上、駆け足ではありますが、ガス事業の概要と法改正の概要を説明させていただきます

た。ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでの御説明のところで、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これから、審議に入ります。審査メモとそれに対する御回答ということで、その2つを中心に進めてまいりたいと思います。

では、最初に、審査メモ、資料3は、総務省の事務局から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、まず、1つ目ということで、資料3、審査メモの1ページです。まず、(1)の調査の目的のところについて御説明をいたします。

表1のところで、現行と変更案をまとめておりますけれども、御覧の表のとおり、調査計画上、現在の目的というのは、「ガス事業法第1条に規定する目的達成」というような形でかなり限定的に記載されているのですが、今回これを「ガス事業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする」という、改める申請が出てきております。

それに対する審査の状況という欄でございますけれども、今申し上げたとおり、従前の記載ですと、個別の法律とのつながりが強調されているということで、かつ、目的が限定的という印象が強くなりました。

しかしながら、本調査から作成される統計が基幹統計であるということで、広範な利活用が前提とされているということもありまして、今回の変更により、調査の目的をより一般化するということで私どもとしては適當ではないかというふうに考えているところでございます。そういったこともあり、調査の目的につきましては、特段の論点というのは設けていない状況でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

申し遅れましたが、個別の論点や審議のポイントごとに、順番に区切りながら進めさせていただきたいと思っております。

今(1)調査の目的について、事務局からの御説明では、特段問題はなく、適當と考えるということでしたので、大きな議論はないかとは思いますが、資源エネルギー庁から補足の説明は、ございますでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 特にございません。

○川崎部会長 よろしいですか。

では、この最初の調査目的の変更ということですが、これにつきまして、事務局はどのような整理をしておりますが、委員、審議協力者の皆様、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

(意見なし)

○川崎部会長 では、特段御意見がないようですので、これにつきましては御了解をいただいたということで、基本的には適當と整理するというところで進めさせていただきたいと

思います。ありがとうございました。

それでは、次の審議事項に進めたいと思います。次の審議事項は調査対象の範囲でございます。事務局からの御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 続きまして、（２）の調査対象の範囲というところでございます。今回、ガス事業法の改正に伴いまして、表２にありますとおり、調査計画書では第２条第11項が第２条第12項に変わるということになるわけで、この部分は機械的に変わるというところでございますが、調査票での扱いといたしましては、次のページ、表３のところに記載してありますとおり、調査票の中にも事業者区分という欄がありますので、これも法律の改正に伴って区分が変わるということになります。

なお、ガス事業法における事業者区分の変更につきましては、〔参考〕というところで事業法の改正を新旧対照の形で記載しておりますので、適宜御参照いただければというふうに考えています。

これに対する審査状況ということでございますが、２行目以降、ガス事業法に規定される事業者の区分、それから、定義が変更されるものに伴うということで、この改正自体はおおむね適当と考えているところでございますが、この変更に関連いたしまして幾つか確認したい事項がありますので、それを下の論点というところで列記をしているところでございます。

a から f まで 6 点ございますが、大きく 3 つに区分できるかと思います。

まず、a と b ですが、これは事業者区分ごとの業務内容、それから、引き続き調査対象から外されるガス製造事業者についての確認であります。それから、２つ目の区分としては、c から e です。調査票の様式ごとに、どの事業者がどの様式のどの部分に書くのかということに関して整理をしておいた方がよいかということで設けております。

それから、３つ目の f でございますけれども、ガスの小売自由化ということで新規参入が今後見込まれると考えられますが、この調査は全数調査ということでございますので、新規参入者も対象に含まれてまいります。そういった事業者に対して、どのタイミングで組み込んで、組み込むに当たって、どのような依頼の仕方をするのかといったようなことについて確認をしたい。

以上、6 点が論点として設けているものでございます。

○川崎部会長 ありがとうございました。

6 点ほど論点を挙げていただいておりますが、これらの論点に関しまして、資源エネルギー庁から、御説明をお願いしたいと思います。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料４「経済産業省説明資料」に基づきまして御説明させていただきます。

まず、論点の a になりますけれども、改正法で規定されている「ガス小売事業者」、「一般ガス導管事業者」、「特定ガス導管事業者」及び「ガス製造事業者」とはどのような事業者かという論点であります。

都市ガス事業の流れの図を記載させていただいております。こちらの図の赤字に記載したものが都市ガス事業の流れにおいて、各事業類型のガス事業者が営む事業となります。ち

なみに、赤字で記載した部分以外は、現行制度における状態を記載しております。

上流からいきますと、調達・輸入はガス小売事業者が行うこととなります。基地での受け入れ、それから、ガス化する気化です。この辺りはガス製造事業者が行うこととなります。パイプラインで運ぶガス導管輸送の部分は一般ガス導管事業者、または、特定ガス導管事業者が行うこととなります。それから、小売販売は、ガス小売事業者が行うこととなります。

図の下に、それぞれの事業につきまして、より詳細に御説明させていただいています。ガス製造事業は、自らが維持し、及び、運用する液化ガス貯蔵設備、LNGタンク等を用いてガスを製造する事業であって、その事業の用に供する液化ガス貯蔵設備が一定の要件に該当するものをいうということになります。今のところ、一般的な大型のLNG船1隻分をマネージできるタンクということで、20万キロリットル以上の規模が一定要件となるという予定で法令整備しているところです。

ガス小売事業ですが、小売供給を行う事業ということになります。

それから、一般ガス導管事業ですが、こちらは自らが維持し、及び、運用する導管により、その供給区域において託送供給を行う事業をいいます。当該導管により、その供給区域における一般の需要に応ずるガスの供給を保障するための小売供給を行う事業を含むものとするということになっております。簡単に言いますと、供給区域を持ちまして、小口も含めた託送供給を行う事業ということになります。

特定ガス導管事業ですけれども、自らが維持及び運用する導管により、特定の供給地点において託送供給を行う事業をいうということになっております。こちらは逆に、簡単に言いますと、卸、大口だけの託送を行う事業者ということになります。

続きまして、(資料4)の4ページですけれども、論点bになります。「ガス製造事業者」を、本調査の調査対象の範囲から除外している理由は何かということになります。ガスの原料の調達を行うのはガス小売事業者ということになります。このため、便宜上、ガス小売事業者が調査票の原料欄及び生産欄を記入するのが適切かと考えております。したがって、ガス製造事業者に記入させるべき調査項目はないのではないかと考えています。

今後、ガス小売全面自由化が浸透する中で、本統計調査として調査すべき項目が発生した場合には、統計法第11条第1項に基づく承認を受けた後に調査を行うということは十分にあり得るかと考えています。

続きまして、論点c、ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係はどのように変更されるかという点であります。

ガス事業法の改正前後の事業者区分と調査票の対応関係は、以下の表のとおりとなっております。現行の事業者の区分でいいますと、一般ガス事業者、大口ガス事業者、ガス導管事業者が様式1-1及び様式1-2について記載をするということとなっております。

法改正後は、こちらの様式については、ガス小売事業者、それから、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者がこちらの様式に記載をするということになります。ガス小売事業者につきましては2種類に分かれるかと考えておまして、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除くということにしております。こち

らの特定ガス発生設備は、今でいう簡易ガス発生設備と同様の定義となります。したがって、現行の簡易ガス事業者を除くという理解とを考えていただければと思います。

それから、下の表の下段にありますとおり、簡易ガス事業者が様式2を記載していただくというのが今の現行制度であります。法改正後は、ガス小売事業者、このうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限るということで、旧簡易ガス事業者がこれに当たりますけれども、こちらについては、改正後は様式2を記載していただくということになるかと思っております。

続きまして、論点のdになります。様式1-1及び様式1-2について、調査票のどの部分をどの事業者が記載することになるのか、調査票に明示する形で示されたいという論点であります。

2ページにわたって、色を付けた資料となっているかと思っております。資料4の5ページ目が様式1-1、6ページ目が様式1-2ということになります。黄色で塗らせていただいている部分がガス小売事業者が記入すべき項目となります。青で塗らせていただいている部分が一般ガス導管事業者または特定ガス導管事業者が記入すべき項目となります。それから、緑で塗らせていただいているところが事業者共通、全ての事業者が記入すべき項目ということになります。6ページ目の様式1-2も同様の整理とさせていただきます。

それから、先ほど御説明させていただいたとおり、現行では、様式2は、簡易ガス事業者のみが記載することになっておりまして、今後も旧簡易ガス事業者のガス小売事業者のみが記載することになりますので、こうした色分けの整理は提出をしていないという状況であります。

(資料4) 7ページになります。論点のeでございます。調査票をガス事業者の種別で分けた方が、報告者にとって回答が容易ではないかという論点です。先ほどまきに見ていただきましたとおり、調査票の1-1、1-2については、項目によっていろいろな事業者が記載するということになっております。これについて、調査票自体を分けた方が回答しやすいのではないかという論点であります。

考え方ですけれども、現在の一般ガス事業者につきまして、ガス事業法改正後は、大半が「ガス小売事業」・「ガス導管事業」の双方を同一の会社で営むことが予想されます。例えば、東京ガスも大阪ガスも、ガス小売事業及びガス導管事業の双方を同一の会社で営むこととなります。したがって、事業類型ごとに調査票を分けると、同一の会社で、小売事業分・導管事業分を別々に記入することとなります。報告者の混乱・負担増のおそれがあるということかと思っております。

例に挙げさせていただいた東京ガス、大阪ガスであれば大丈夫だと思いますが、先ほど申しましたとおり、大半が中小企業でございますので、こちらの混乱・負担増は是非避けたいというのが私どものポジションであります。

また、労務（従事者数）につきましては、ガス小売事業・ガス導管事業の双方の業務を行う従事者も多くいらっしゃいます。各調査票でそれぞれ記載することは難しいのではないかと考えています。

続きまして、この区分の最後になりますけれども、論点 f であります。今回の法改正により、新規参入した事業者に対しては、どのようなタイミングで調査対象に組み込んでいくのか、また、新規参入者にとって、現行の調査票で問題はないかという論点です。

現行どおり、事業開始月から対象となると考えていますが、現行について、補足をさせていただきます。例えば、4月に小売事業者として新しく登録をされ、5月1日から事業開始をする場合は、5月分の調査、調査時点は5月末時点となりますので、5月分の調査から調査対象となるというのが現行のやり方でございます。4月登録であり、5月から事業開始であれば、5月分からが対象となると、事業開始月からが対象となるというのが現行であります。改正後も、この現行と同じように、事業開始月から対象とするということを考えています。

調査項目は、ガス事業を営む上で把握されていると想定される事項であります。新規参入者であっても、従来の事業者と事業内容に大きな変化は想定されないことから、現行の調査票で問題ないと考えています。

以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。a、b、c、d、e、f、どちらのポイントでも結構です。

○西郷委員 多分整理が付いていると思いますけれども、論点の f の観点で、通常の実業所の調査の場合には、新規参入者を把握すること自体が難しいという面があると思うのですけれども、こちらに関しては、新規参入者を把握するということはそんなに難しくないと理解でよろしいのかということが1点。

あとは、把握が簡単であっても、新規参入者数が非常に多いというような場合だと、また調査票を配るのが大変ということも考えられるのですが、その2点に関して、今のところの見通しを教えていただければ。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 ありがとうございます。

まず、新規参入者であります。自分が小売をする分の供給量の確保が十分にできるかといったような視点もございまして、小売事業の場合、登録制ということになっております。その場合に、どの導管事業者のエリアでいつから参入するのかということは登録をしていただきますので、把握は可能だと思っております。

事業者数につきましても、想定しております多くは新しく小売の契約をとっていきなるといいますので、いきなりものすごい数になるということはそれほど想定されていませんので、例えば電力でいいますと、一番とっている新規参入者が東京ガスだと思っておりますけれども、大体今時点で40万件といったような形になっております。

加えまして、新規参入者は当然、小売の管理をする必要がありますので、どこにどのぐらい売っているかというのは十分把握はできているということになり、こうした統計に答えることも可能ではないかと考えています。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

そうですね。それでは、特に御質問等がなければ、少し私からも1点だけお尋ねさせていただきます。

bの「ガス製造事業者」を、本調査の対象から除外している理由は何かということです。これは私なりの理解で、今のお話を聞きながら考えてみますと、要するに、この調査ではもう最終消費に一番近いところの総量を捉えようと思ったら、いわば小売で捉えていけばよいので、その調達の部分はおそらくガス製造事業者が製造しても、それは最終的には小売で把握できる、トータルのガスの消費量はそれで把握できるから、あえて製造まで別に把握しなくてもよいだろうという意味なのかというふうに理解をしたのです。

そうすると、逆に、念のための疑問として起こってくるのは、ガス製造事業者のみで、それだけをやっているのだけれども、実は何らかの方法でそれをどこか、この小売業者に供給しないで、違うところで、例えば自社で消費するなり、特定の利用者だけにのみ供給している場合、この生産したガスの量は、生産、消費の量はその中には入ってこないということになるわけでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 ガスの製造ですか。

○川崎部会長 製造しているけれども、小売業者には特に渡さずに、そのガスを何らかの違う場所で消費するようなアレンジをしているようなケース。どれだけあるのか分かりませんが、例えば同じ会社の中で製造して消費しているというような場面かもしれません。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 ありがとうございます。

ガスを全く他者に売らない場合は、ガス事業としては捉えられておりません。例えばケースとしては、電力会社がLNGを輸入してきまして、それをそのまま自分の導管で火力発電につないで、それを焚きまして電力を得るというケースがあるのですけれども、こちらはガス事業ではない、電力事業であるという整理になっています。

他者に売り始めると、電力会社が持っているその製造設備等も対象になってきますけれども、まさに、そういう意味では、御指摘のと通りの整理かと思えます。

○川崎部会長 この場合のガスの供給量の総量、この統計で把握されている総量というのは市場を通じて取引されるガスの供給量の総量で、自社内の生産過程で消費されるガスは除かれているということで、その自社で製造している部分は除いても、そういう意味では差し支えないという理解なのですね。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 そのとおりです。

○川崎部会長 分かりました。その点、私は了解しました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろ仕組みとしては複雑ではありますが、非常にシンプルに整理をしていただいております。この調査対象の変更につきましては、適当であるということに整理できるのではないかと考えておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのように整理させていただきます。ありがとうございました。

次の事項に進めさせていただきたいと思います。今度は、審査メモの調査事項の変更について進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 では、引き続きまして、（資料3）審査メモの3ページのところになります。（3）です。調査事項の変更でございますけれども、4点ございますが、全て事業法の改正に伴うものということでございますので、まとめてお話ししたいと考えております。

（資料3）3ページ表4のところ、①、②、それから、4ページが③、④となっておりますが、まず、①と②について。製品であるガスの生産、購入、販売等の部分です。

①の様式1-1が数量、②の様式1-2が金額に関する調査票ということですが、変更内容のところに3点挙げております。一番右の欄になりますけれども、一番上から申し上げると、小売が自由化されることに伴って、大口、小口がなくなるということで、その項目を統合する。

それから、2つ目としては、法律の改正によって、「選択約款」が廃止になるということで削除をする。この「選択約款」という用語なのですが、私が申し上げるのも僭越ではございますけれども、私の理解ですと、年間使用量の変動が小さい事業所とか、ガスの空調を使っている事業所など、いわゆる一般的な供給契約とは異なる条件を決めた約款というのが「選択約款」であり、需要者の判断で選択できるという意味でこういう名称なのかというふうに理解をしているところです。

今回の自由化によりまして、料金設定がいわば自由になるということになりますので、そういったこともあって、この区分が廃止される、そのように今のところ理解をしております。事実関係に誤りがあれば、後ほど資源エネルギー庁から訂正をいただければと思いますが、そういった意味で、「選択約款」は、契約が自由になるという意味で削除されると理解をしています。

それから、3つ目です。販売地域、これが調査事項のプラスの面で大きなところかと思いますが、販売地域の制限が廃止になります。地域独占が廃止になるということもありますので、今回の改正で、新旧対照の変更案のところにありますとおり、ブロック別になります。北海道から九州・沖縄まで、地区別のデータを新たに把握するという変更が申請されているところでございます。

以上が①と②の内容です。

それから、（資料3）4ページいただまして、③、これはメーターの関係です。今のメーターの把握といたしましては、取付数と調定数というものについて、大口、小口、それから、用途別で把握をしているというものなのですが、取付数については総数のみ、それから、調定数については用途と、先ほどと同じ地域区分を設けるという変更がなされているところでございます。

調定数というのは、資源エネルギー庁からお話を伺いますと、簡単に言うと、請求書の発行枚数ということで、実際に供給されている数というふうに考えればよいのかというふうに考えております。ですから、いわばメーター、ざっくり言ってしまいますと、メーターは付いているけれど、実際には請求が発生していないということになると、調定数から

は落ちてくるということになるのかと。そういった意味で、取付数と調定数の役割分担というか、双方に意味があるということで今まで把握をされているのかと考えているところでございます。

これについての変更理由ですが、一番右側の欄ですが、ガス事業法の改正、今回、横割りにしたということもありますので、ガス導管事業者では実態が把握できなくなる用途別の取付数ということがありますので、それを総数のみにするというのが1つ目。それから、大口、小口、あるいは、「選択約款」、地区別の把握ということにつきましては、先ほど申し上げた①と②と同じような理由でございます。以上が③です。

それから、④でございますけれども、これは先ほど、調査実施者の資源エネルギー庁の説明資料にあります資料4の5ページ6ページ目のところです。それで、ブルーに塗ってあるところのうち、託送供給というところがありますが、この部分に関するものでございます。

ブルーですので、導管事業者が書く部分ということになりますが、法改正に伴いまして区分が変わるということで、新旧対照にありますような調査項目、調査欄というのでしょうか、それらの変更が予定されている。

以上、①から④が変更内容ということでございます。

これに対する審査状況ということでございますけれども、申請されている変更それ自体はガス事業法の改正を踏まえた変更ということでございますので、おおむね適当とは考えておりますが、次の（資料3）5ページに幾つか確認事項ということで、調査実施者に投げかけをしているところでございます。

また、審査メモの4ページの下、また書きのところでございますが、今回のガスの小売自由化に伴いまして、ガスの請求書の発行、つまり、契約形態が様々になるという可能性があります。ですから、今は毎月請求書を切っているものが、2か月に1回、あるいは、年1回といったような契約形態もあり得るのではないかと。そうすると、現在、毎月、あるいは、金額に関しては四半期という形で調査がなされているのですが、その周期ではデータが把握できない場合が想定されるのではないかとということもありますので、その点も論点ということで質問事項に加えさせていただいているところでございます。

ということで、（資料3）5ページ目、論点ということで幾つか列記をしております。

大きく2つに分かれて、【①～④関係】、各項目共通ということで、報告者、地区別に詳細にしますので、報告者が地区別に把握しているか、回答が可能かどうかということがaで記載しているところ。それから、bでございますが、今回地区別、ブロック別に把握するということなのですが、先の骨太方針（「経済財政運営と改革の基本方針2016」）でも記載されているとおり、ブロック別の統計の比較性ということも言われておりました。このブロックに具体的にどの都道府県が含まれるのかといったところについても質問として加えております。cは、地区別に欄を設けますので、当然ながら、報告者の負担ということで増加するのではないかとということが考えられますので、それに対する配慮はいかばかりかということ、それから、dは、調査事項の変更について、どういった形で周知がなされるかという、この4点を共通項目としております。

それから、【③関係】は、調定数、取付数のところの質問事項としては3つ用意をしておりますけれども、a取付数が総数になる一方で、調定数が細かくなるということで、これはなぜかということが1点目。それから、2つ目bでございますけれども、これは様式2、現在でいうと簡易ガス事業者との比較になりますが、様式2では、引き続き同じ項目名なのですけれども、項目名を変えていないというところもありますので、その項目名、様式1と様式2で違っているのですけれども、その理由について。それから、最後、cのところですが、先ほど、審査状況の最後で申し上げた調定数の関係、請求書の発行ということが毎月記入、あるいは、四半期記入が難しくなるというようなことが想定されるのだけでも、その場合の対応ということで質問を投げかけているところがございます。

少し説明が長くなって、失礼いたしました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁からの御説明をお願いしたいと思います。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 まず、既に御説明いただいた「選択約款」につきましては、御説明いただいたとおりであります。

資料4の8ページ以降で、論点ごとに整理をさせていただいています。

まず、【①～④関係】のaであります。今回新たに地区別に実態を把握することになっているが、報告者が回答可能かどうか、検証を行っているかという点です。地区別の実態は事業者が把握している情報であり、本調査のために特に新たな負担を課すものではないと考えております。また、本調査事項の見直しに当たっては、関係者とも事前に調整を行っています。よって、報告者が回答可能であるという形で我々は認識しております。

続きまして、bであります。設定されている地区別区分にはどのような都道府県が含まれるのか、また、その範囲は、利活用目的や関連するほかの調査統計との整合性という観点から見て適切かという点です。

地区別区分は、下表のとおり、地方経済産業局の管轄区分ごとに設定をしております。北海道は北海道、東北は宮城県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、以下それぞれ区分と含まれる都道府県を整理させていただいております。

1点、※印を付けてはありますが、中国・四国地区につきましては、事業者が少ないことによりまして、数値が秘匿情報となり、公表できなくなることを避けるため、集計表では統合しております。ただし、新しい調査票では、中国と四国は項目を分けております。

ガス事業法は、地方経済産業局に行政委任をしております。例えば小売の登録ですとか、あるいは、託送料金の認可ですとか、こうしたところは地方経済産業局に行政委任をしております。このため、集計表は行政の実施に当たって必要となる各地方経済産業局の管轄区分ごとに集計をしているところであります。

また、従前より、各地方経済産業局の管轄区分による集計表を作成しており、集計表のデータの連続性にも配慮するため、引き続き同じ整理としたいと考えております。

(資料4) 9ページになります。論点c、新たに地区別に実態を把握することによる報告者の記入負担の増加について、何らかの配慮はなされているかという論点です。地区別の製品ガス販売量・金額・調定数は、事業者が把握をしている情報であり、本調査のた

めに特に新たな負担を課すものではないと考えております。また、本調査事項の見直しに当たっては、関係者とも事前の調整を既に行っているところであります。

論点 d、調査事項の変更について、報告者に対してどのように周知を行うのか。当該変更に関する十分な周知・説明を計画しているのかという論点です。

調査事項の変更につきましては、業界団体と既に十分な調整を行っております。加えまして、本統計調査の変更により、経済産業省の省令及び告示を改正する必要がありますので、行政手続法に基づくパブリックコメントを平成29年1月頃を予定しておりますが、パブリックコメントを行う際に、そのURLを業界団体及び地方経済産業局を通じて報告義務者に周知をする予定にしております。

省令及び告示が交付された後に新規事業者となった場合は、本省もしくは地方経済産業局を通じて、新規事業者に記入要領及び調査票を郵送することを考えています。

(資料4)10ページです。【③関係】の論点 a となります。取付数は総数のみの把握となる一方で、調定数については、これまでの用途別に加えて、地区別にも報告を求めることにしているのはなぜかという論点です。

まず、取付数ですけれども、総数のみの把握とした理由であります。ガス事業者はガスの生産・導管の維持管理・販売を一つの事業類型で行っていましたが、改正ガス事業法の施行後は、事業類型ごとにライセンスが違うものとなります。これに伴いまして、導管及びメーターの維持管理を行うのはガス導管事業者の役割となります。一方で、販売を行うのはガス小売事業者の役割となります。

これによりまして、最終需要家、消費者ですね、消費者との接点はガス小売事業者が持つことになる一方で、ガス導管事業者は最終需要家との接点がなくなります。したがって、自身の導管を流れたガスが何用として使われたかは把握することができなくなるということかと考えています。したがって、ガス導管事業者はメーター取付数を用途別に把握することができなくなるため、取付数は総数のみを記入する調査項目に変更しました。

一方で、調定数ですけれども、こちらは用途別に加えて地区別にも報告を求めることにしております。その理由ですが、以下のとおりです。

現行では、事業者の所在地に応じて、地区別の集計表を作成しております。しかしながら、ガスの小売全面自由化後は、ガス販売地域の制限がなくなりまして、事業者の所在地と調定者のいる区域が一致しない可能性が出てきます。

例えば、ある地域のガス小売事業者が他地域でもガス小売事業を営む場合、事業者の所在地の地域区分で調定数が計上されることとなってしまいます。このため、集計表が実態を伴わないおそれが出てまいります。

このような中で、地域別の集計を可能とするため、報告を受ける「調定数」につき、あらかじめ地区別に細分化する必要があると考えております。例えば、簡単に言いますと、東京ガスが今後は関東の東京ガスエリアだけではなくて、関西の大阪ガスのエリア、あるいは、九州の西部ガスのエリアでもガスを売ることになるかもしれないと。あるいは、新規参入者の東京電力が同じように、関東地域だけではなくて、他地域でもガスを販売する

ようになるかもしれないということで、小売事業者には地域別のデータを出していただくということを考えています。

なお、地区別の集計表は、各地域で動向を把握する地方経済産業局などにおいて利活用されているほか、ガス事業者が小売全面自由化後においても、ガス事業の実態を引き続き把握することが可能になり、意義があるものと考えています。

(資料4) 11ページです。論点のbであります。調査票の様式1-1では、「需要家メーター数」を「メーター取付数」に変更することとしているが、同じ調査項目がある様式2において、同様の変更を不要としている理由は何かという点であります。

様式1-1のものは、取付数と調定数の項目を分離することに伴いまして、便宜的に表題の表現ぶりを修正したものであります。

なお、様式2(旧簡易ガス事業)につきましても、事業内容について全く変更がなく、ガス小売事業者は取付数と調定数の両方を回答することが引き続き可能なため、調査事項は変更しないこととしています。

したがって、「取付数」と「調定数」を一つの項目で示す「需要家メーター数」という表題の変更は必要ないかと考えています。

論点c、ガスの小売全面自由化によって、「調定数」を毎月記入することが困難となった場合、どのような対応を計画しているのか。また、調査結果の利活用という観点から、支障はないかという論点であります。

小売全面自由化後に現れるサービス形態を予測しまして、これら全てを反映した調査項目を設けることは困難であると考えています。

ただし、小売全面自由化の直後からガス事業の経営形態が従来から大きく変化することは想定しがたいため、本調査での実態の正確な把握が困難となり利活用に影響を及ぼすようなことは想定されないと考えています。

小売全面自由化後の状況を鑑みながら、必要に応じて記入要領の解釈運用の工夫による対応を行いまして、新しい契約形態の出現と定着により、本統計調査と実態とで齟齬が生じてきた場合には、統計法第11条第1項に基づく承認を受けた上で、調査内容の変更を行うということとしたいと考えております。

以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

たくさんの論点がございました。合計4つと3つで7つについての御説明をいただきましたが、これにつきまして、御審議をお願いしたいと思います。御意見、御質問等ございますでしょうか。河井委員、お願いします。

○河井委員 私、ガス事業について感覚が全くよく分からないのですが、今回、地域を、一般的な地域を採用、調査票で採用されていますが、こういう地域区分で政策目的上十分なのかということです。

業者がマルチ、例えば北海道の業者がほかの地域で、九州で参入するとか、そういうことが今後想像できる、今までは想像できないのですけれども、今後そういうものが想像できるのか。もし想像できるとするならば、こういう一般的な区分よりはむしろもっと政策

的に考えるべき区分というのは可能性というのではないのか。その点についてお伺いしたいのですが。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 ありがとうございます。

今後は北海道の事業者が九州で売るとか関東で売るといったようなことも考え得ると思っています。そういう意味では、地域ごとのデータの収集は必要だと思っています。我々はガス事業の通常の監督等を、局、地域局を使ってやっているものですから、地域ごとの把握は局の管轄区分ごとの把握が最も適していると考えています。

そうしたことから、今回御提案させていただいている区分を新しく設けるということを考えているところであります。

○川崎部会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 先ほどの説明の当方の説明の中に、骨太の方針等でもその地域区分の指摘が行われているというところがございますが、これは今、河井委員が図らずも御指摘になったように、趣旨としては、例えば需要と供給という面で見ると、供給サイドの統計というのはこの区分、今必要とされている区分で見られる。

一方で、それが可能かどうかはともかくとして、例えば家計調査等で見ると、それが合っていないと、比較可能性が乏しいのではないかと、そういう趣旨であの骨太の中では議論された経緯がございます。一部、例えば新潟県とか静岡県等の扱いが統計によって別の区分になっているというようなことから、骨太の際に、そういう指摘があったというように理解しております。

○川崎部会長 あまり部会長が質問をし過ぎてはいけないのかもしれないので、少し今のお二方の御説明等、御意見等を聞きながら質問なのですが。

1つは、地域区分が省庁、府省ごとに作る統計で異なっているケースがあるというのが今、まさに今の政府の骨太の方針の中で問題になっているということなのですが、それというのは経済産業省、あるいは、資源エネルギー庁の中では基本的にはこの地域区分は統一されているということなのではないでしょうか。地方経済産業局の単位でやっているということでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 すみません、私から少しだけ。今回こういう質問もいたしましたので、状況を、ほかの統計も含めて見ました。その結果としては、動態系のもの、具体的に申し上げますと、厚生労働省ですけれども、薬事工業、それから、経済産業省の生産動態、商業動態、いずれも月次ですけれども、これが今回諮問させていただいているガス事業と同じブロック、同じ都道府県構成で行われているというような状況のようでございます。

○川崎部会長 さらにお尋ねすれば、ほかのいろいろな統計と比べてみると、やはりかなり地域ブロックの切り方が、府省によって、統計の種類によってまちまちだからこそ、そういう意見が骨太の方針の議論で出たということなのではないでしょうか。その辺りはどう考えた

らよいのでしょうか。この統計だけの問題か、全体の問題かということになるので、ここでどこまで議論すればよいのか、私もよく分からないのですが。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 これにつきましては、ガス事業の問題だけではなくて、政府横断的に各調査を横並びで見たときに、今も審査官から申し上げましたが、例えば静岡県の扱いが入っていたり、関東甲信静という形で入っていたり、入っていなかったりといったようなこともあります。あるいは、これは例が少ないかもしれませんが、三重県が近畿か中部かというところもあります。場合によっては、中部というふうにくくっているものと、東海・北陸というような形で別のブロックを設けているものもある。

そういったこともあって、全体として、政府統計を様々見た場合に、必ずしも同じではないというところでは言われていることかと思えます。ですので、この調査だけをどうこうすればよいというわけではないかと考えています。

○川崎部会長 分かりました。かなり全体的に横断的に見なければいけない課題であることは理解できました。それを理解した上で少しもう一点質問させていただきたいのですが、私はガスの需要家の所在地別にブロック別に調べる、つまり地域別の情報が入るとするのは非常によいことだと思うのです。ただ、この統計がどこまでどういう需要があるかというのは私自身もよく分からないのですが、できることならば、回答する企業側の御負担が過剰でないということであれば、都道府県別にまでブレークダウンしていただくことはできないだろうかと思いました。

なぜそう思うかということ、幾つか理由があります。1つは、エネルギーの利用実態、エネルギーバランスです。これを都道府県別に見るということは必要だろうと思うのですが、どうもエネルギーバランス表を見ると、都市ガスの都道府県別の数字というのは経済産業省で公表されているようにも見えます。ひょっとしたら、都道府県別に元々どこかに情報があるのではないかと。そこら辺、私はよく分からないのですが、この統計を都道府県別まで作ることによって、より精緻で正確な都道府県ごとのエネルギーバランスができるという意味では、資源エネルギー庁だけではなくて、経済産業省、さらには、日本経済を分析する人たちにとっても役に立つのではないかと思います。これが、都道府県別があることの意味ではないかと思うのです。

それから、もう一点は、事業者の方々から見ても、新規に参入する事業者の方々から見ても、例えばある県に参入しようと思ったときに、その調定数がどれぐらいあるのか、そのガスの消費量がどれぐらいあるのかという情報が統計として公表されていた方が、市場を理解する上でもよいのではないかと。

それは新規参入者だけではなくて、既存の事業者にとっても、自社がある県でどれぐらいシェアを持っているのか、自社の情報はもちろん自社しかないわけですが、公表情報と比較すればそれが見えるのではないかと思いますので、そういう統計を公表することがより自由な競争をエンカレッジすることにもなる。さらには、エネルギー統計の充実には役に立つのではないかということも思います。ですので、調査・集計の地域区分は、単にブロック別ではなくて、できることなら、都道府県別ではどうなのかと考えます。

そう考えると、記入者の負担の問題がございますので、むしろ審議協力者の方からも御意見をいただいたりしながら、この件はもう少しお考えを聞かせていただけたらと思うのですが、まず、資源エネルギー庁にお尋ねしたいと思います。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 都道府県別に集計してはどうかという点でありますけれども、率直に言いまして、幾つかの点で難しいのではないかと考えています。

1つ目が、集計結果の秘匿が増えるという点であります。様式1は、都道府県別に集計表を分けますと、一般ガス事業者は、203事業者ですので、秘匿となるものが多くなるということで、かえって利用者の利便性が低下する恐れがあるかと思っています。

例えば、ガス事業者が1社または2社しか存在しない県というのが19ございます。3社のみ存在する場合はさらに5県ございます。これだけでも約半数の都道府県の集計結果が秘匿になってしまうということもあり得るのではないかと考えています。

また、秘匿とならないとしても、ガス事業の特徴としまして、事業者数が多くても、1事業者でその地域のシェアの8割を占めるようなケースも結構多くございまして、そういう意味では、こうした情報を守るために、秘匿とせざるを得ないものも一定数出てくるのではないかと考えています。いずれにしても、該当する各事業者との調整が必要となってくるということかと思っています。

したがいまして、先ほど御提案させていただいた各地方経済産業局別の集計がむしろ利用者の多くに情報を提供できる有意義なものとなるのではないかと考えているところであります。

2つ目が、まさにもう御指摘いただいた報告者の負担増の問題であります。新たに調査票の様式1-1、あるいは、1-2について都道府県別で集計をしますと、都道府県別に調査票を記入しなければならないという報告者負担が発生をするかと思っています。

調査票の様式を県別で記入できるように変更する必要がありますし、あるいは、同じ様式で都道府県ごとに複数枚提出させる場合であっても、事業者の負担増は避けられないかとおそれています。

それから、3つ目が、県別に回答することができない項目もあるという点であります。例えば、ガス導管は都道府県をまたいで接続されているものも多くございまして、これをこの統計調査のために切り分けて記入する必要が出てくることも想定されます。ここが難しい点だと思っています。それから、我々側の事情としまして、集計作業に更に時間と人員を要するという問題もあろうかと思っています。

それから、一方で、御指摘のとおり、都道府県別の集計表のニーズの対応、ニーズというのは一定程度あろうかとは思っていまして、こちらへの対応の余地は、例えば統計法に基づく二次利用の申請をいただければ、調査票データの個票の利用が可能であると思っています。統計法に照らし合わせて、利用目的などに問題がなければ、調査票データをお渡しできますので、これによって、県別の集計のニーズがあった場合には対応が全て否定されるわけではないと考えています。

これによって、柔軟な対応をさせていただければ、それなりにニーズには対応できるのではないかと考えておまして、以上より、ガス事業の特性に鑑みますと、都道府県別の集計ではなくて、引き続き、経済産業局別、地域別の集計とすることが求められているのではないかと我々としては考えているところです。

ありがとうございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ひょっとしたら、私の質問の趣旨とはどこかでずれているところがあるかもしれないので、念のため申し上げます。私が申し上げているのは、この（資料3）審査メモの4ページ目のところの調定数のところがブロック別になっていますよね。ここのところを都道府県別にできないかというのが趣旨なのです。

結果表というのは、要するに、ガスの利用者、需要者だけについて地域別に集計されますので、事業者単位の数字というのはここには出てきません。例えば県内の事業者が一つだけしかない県であっても、県外に所在する事業者からの供給もあり得るので、これを集計してしまえば、各県の需要状況については、恐らく秘匿というのは起きないはずなのだと私は理解するのです。

供給者側は回答者ですから、これは1しかないとかいうところがあるから、供給者の所在地で集計したときには秘匿が起こると思うのですが、需要者側での統計では、秘匿というのは恐らく起きないだろうと思うので、私はむしろ、先ほど来申し上げているように、エネルギーの消費の観点からいえば、供給者側のことはあまり関係なくて、需要者側だけになると思います。したがって、秘匿の問題があるということは、あまり納得がいかないという感じを持ちました。

ただ、もう一方で、回答の負担とか、そういう現実の問題はあるのかと思うので、そういう観点から、あるいは、統計を利用される事業者としてのお立場という観点から、このような議論をお聞きになっていかがかというのをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 すみません、発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。経済産業省でございます。

先ほど、川崎部会長からもお話しがありましたけど、エネルギーの供給側、販売というところになります。消費の統計については資源エネルギー庁で、エネルギー消費統計というのを別にやっております。これは先ほどお話もありましたように、エネルギー別に、都市ガスですとか、液化天然ガスとか、そういうことで数量を把握しておりますし、もちろんジュールでも、熱量でも把握しておりますので、そちらの方を利用していただければと考えております。

○川崎部会長 というわけで、こちらで都道府県別の需要の状況がなくても支障はないということですね。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 はい。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、森下審議協力者、お願いいたします。

○森下審議協力者 日本瓦斯の森下です。

簡易ガス事業者ですけれども、1,330ほどありまして、非常に小さい、供給先が70しかないとか、100しかないとかという事業者がほとんど。当社のように10万件とか5万件とかある事業者というのは非常に少ないということで、事務負担がやはり小さい事業者に関しては非常に多いというところで、大きい事業者に関しては問題なくできると思うのですが、小さい、おじいちゃん、おばあちゃんで行っているような会社もあるので、そういうところを考えると、非常に事務負担が増えるのではないかというふうに考えております。

○川崎部会長 ありがとうございます。大分私の質問ばかりが長くなって恐縮ですが、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。この辺りは、この案ということで御了解いただけますでしょうか。随分地域区分のところだけで深掘りとした議論となりました。

ほかの論点で何かございますか。どうぞ、お願いいたします。

○熊井審議協力者 今の論点でよろしいでしょうか。

○川崎部会長 どうぞ、結構です。

○熊井審議協力者 1点だけ。先ほど部会長がおっしゃったとおり、県別の方が精緻にデータ集計できるのではないかとすとか、新規参入者から見たら、どの県の普及が広がっているのかというのは都道府県別にあった方がよいというのは確かにおっしゃるとおりだというふうに思いました。

ただ、仮にやると、これをやるというふうになった場合に、ガス事業者として対応できるのかという問題について少し御発言させていただきたいのですけれども、実際に都道府県別に資料を提出するという事になった場合に、実行可能ですかと事業者に聞いてみました。

特に複数の県でガス事業をやっているようなところにつきましては、今現在は県単位別でデータを集計するというふうにしていないというような事業者もございまして、もし仮に来年4月から都道府県別で出すということになりますと、システム上、対応が間に合わないで、手作業でやらざるを得ないというような回答になっていまして、そうなってきますと、事務負担はかなり大きくなるということと、あと、実際にシステムを整備する場合には金銭的な負担がかかってくると思いますので、ここは慎重な御検討をお願いできればと思います。

○川崎部会長 そのような実態を聞かせていただきましたので、かなり実態に合わせての判断をしていかなければいけないということかと思えます。

ほかにも論点もございしますが、その他の論点等も含めまして、いかがでしょうか。

では、いろいろ頭の体操のような議論もさせていただきましたが、論点が7つほどございましたが、これらの論点につきまして、この変更につきましては、ひとまず適当ということで整理をさせていただいてよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

少し1つの論点で大分時間をいただきましたが、では、次の課題に進みたいと思えます。これは事務局からまた御説明をお願いしたいと思えます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、続きまして、（資

料3) 審査メモの6ページになります。(4) 調査事項の削除についてでございます。

先ほどは変更あるいは追加ということだったのですが、今回は削除であります。①から④までございますが、趣旨といたしましては、枠囲みの中にありますとおり、生産量等の実績がほとんどない、あるいは、調査実施の必要性が低下しているというところにつきまして、表5に記載しておりますとおり、削除をするというものでございます。

順番に簡潔に申し上げますが、①と②、これは原料の部分でございますけれども、原料の中に「揮発油」といったものがあるのですが、環境保護の観点から、最近では使用されないということで、当然ながら記入も起こらないということで、これを削除するというところ。それから、記入の運用ということになります。その他欄が2つあったものを1つにするというところ、あるいは、その代わり、種別であるとか単位といったものを追記して、より具体的に記載していただくというふうには変更が予定されています。

それから、③ですけれども、これは原料から気化したガスの生産量、あるいは、購入の内訳というところなのですが、利用するガス事業者がほとんど見られないということで、「石炭ガス」から3つ、「石炭ガス」、「その他石炭系ガス」、「揮発油ガス」というところを削除するというものでございます。それから、事業法の関係で、事業者区分を削除するというものでございます。

それから、最後、(資料3) 7ページの④というところでございますけれども、従前、消費電力量ということで、他から受けた受電分ということと自家発電した分ということで記載を求めていたのですけれども、必要性が乏しくなったということで削除をするという、この計4点です。削除が予定されています。

審査状況でございますけれども、何回も申し上げますけれども、①から③につきましては利用実績がほとんどないといったこともありますので、適当ではないかと考えているところではあります。

④についてなのですけれども、削除することに伴って、報告者負担は当然減るのですけれども、今まで使っていた、今までこの調査項目を置いていた理由というものもありませんし、そのニーズの面から問題がないかということで確認をしたいというふうに思っております。

したがって、論点としては、計3つですね。【①～③関係】の共通事項としては、回答の実績が少なくなっている背景事情、それから、もう一つは、利活用上削除することということになりますので、利活用上支障がないかということを共通項目として投げかけをいたしております。

それから、【④関係】ということで、消費電力量に関しまして、そもそもどういう理由で設けられた事項なのかということと、やはりこれも利活用上の支障ということについて確認をしたいと考えております。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

基本的には、事情の変更ですから、そういう意味での削除ということでもありますから、念のための確認ということでのお尋ねということではあります。

では、資源エネルギー庁から、お願いします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料4の12ページ以降で御説明させていただきます。

まず、【①～③関係】のa、回答の実績が少なくなっている背景事情は何か、また、これまで削除を行っていなかった理由は何かという点です。

都市ガス業界は、「IGF21計画」、平成2年に資源エネルギー庁が提案しました「INTEGRATED GAS FAMILY 21計画」を受けまして、日本ガス協会及び日本石油ガス機器工業会が2010年を目途に、都市ガスのグループを天然ガスを中心とした高カロリーガスグループ、細かく言いますと、13Aとか12Aとかいう種目がありますけれども、こちらに統一することを目的にした計画でございます。こちらの「IGF21計画」に基づきまして、石炭、石油などを原料とする低カロリーガスから天然ガスなどを原料とする高カロリーガスへの転換を推進してきました。

また、都市ガス業界におきましては、都市ガス原料であるナフサ（揮発油）の貯蔵時の揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制のための自主計画を2005年、当省に提出をさせていただきました。業界として取り組んだ結果、近年は揮発油の実績がなくなっております。

このように、ガスの原料は、以前は揮発油や石炭ガスが使用されておりましたが、近年は環境負荷や高カロリー化の関係から、LNGを含みます天然ガスや液化石油ガスにとって替わってきています。このような状況から、今後設備を設置し直して、揮発油や石炭ガスなどがガスの原料として用いられる可能性は極めて低いものと考えております。

図としまして、都市ガスの原料内訳の推移を載せていただいています。少し見にくくて恐縮ですが、青い部分がLNG、隣の赤い部分が国産の天然ガス、黄色が石炭系、次に緑がLPガス、最後のオレンジ色の部分がナフサ等になっております。2015年度で見ますと、青と赤と緑ということで、LNGと国産天然ガス、それから、LPGのみの状況になってきているということでもあります。

また、「その他」の欄を2つ設けておりますのは、事業者が「その他」に該当する原料を2つ使用する場合を想定したものでしたが、過去10年間にわたり、実績がございませんでした。このため、この機会に合わせて削除することを提案させていただきます。

（資料4）13ページであります。論点b、本調査事項を削除することによる利活用上の支障はないかという点です。先ほど御説明させていただきましたとおり、削除したほとんどの項目は、近年のガス事業の変化で実績がなくなってきたもの、あるいは、過去10年間実績がないものであります。このため、利用者の利便性を損なうことはないと考えています。

また、実態がない調査項目を調査票に残すことは逆に報告義務者の記入の利便性を損なうおそれもあると考えています。「その他」で引き続き把握できるようにはしておりますので、実態把握上は問題ないということかと思えます。

【④関係】の論点です。本調査事項は、どのような目的で設けられていたものか、削除に伴う利活用上の支障はないかということで、消費電力量に関する論点です。

「消費電力量」の項目は、ガスの製造に要した製造設備などの動力用に消費した電力量

を記入するものであります。ガス事業者が消費した電力量の中で、当該要件に合致する箇所の消費電力量のみを抜き出したものです。例えば、LNGタンクや気化装置を動かすための消費電力量などがこれに当たります。

これまではガスの製造に伴う電力消費量を把握するために調査されてきましたが、電力消費量の把握をすることは現在においては必ずしも不可欠なものではないと考えています。なお、産業連関表の作成におきまして、「消費電力量」が都市ガスの投入額推計に用いられていたことが判明しておりますが、担当部署に照会したところ、他統計などのデータから代替推計することも可能との回答をいただいています。

これらを踏まえまして、消費電力量の調査項目は削除することを提案させていただきます。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思えます。いかがでしょうか。これは実情の変化に合わせての削除ということで、そういう状況もきちんと確認をさせていただいており、そういう意味では特段の問題はないというふうに私は受けとめました。

それでは、これにつきましては適当というふうに整理させていただくということによろしいでしょうか。

(意見なし)

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これはそういう理解で進めさせていただきます。

今度、次の事項ですが、集計事項の関係です。また事務局から、御説明、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、（資料3）審査メモの8ページの（5）集計事項です。

枠囲みのところにありますとおり、調査事項が変更されますので、それに伴って集計事項が変更されるということなのですが、審査状況といたしましては、調査事項が変われば当然集計事項も変わるということで、おおむね適当と考えておりますけれども、過去データとの時系列といったこともございますので、利活用上影響がないかどうかということで、念のため、論点を3つ準備しているところでございます。

まず、aといたしましては、今回の変更で集計内容に実質的な変更はあるかどうか、新たなものがあるかということもあるのですけれども。それから、bといたしましては、時系列の接続はどの程度確保されるかということ。それから、3つ目、cといたしましては、過去の特別集計、あるいは、二次利用の実績から見て、集計事項を追加する余地はないかという、この3つについて、質問として投げかけをしております。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、資源エネルギー庁から、お願いします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料4、14ページ、(5)集計事項の部分です。

論点a、既存の集計表から、集計内容に実質的な変更はあるかという点です。現在の集計表の形式を基にしながら、調査票の調査項目の変更を集計事項に反映させるものであります。集計方法や形式を実質的に変更するものではございません。

それから、論点b、集計事項の変更に伴い、時系列データの接続はどの程度確保されているのかという点です。「揮発油」や「石炭ガス」などにつきましては、先ほど御説明したとおり、調査項目を削除したため、集計事項を変更しておりますが、今後とも時系列データを必要に応じて全て接続できるよう、データの継続性には配慮したいと思っております。

論点c、今回、変更する内容以外に、過去の特別集計や二次利用の実績から見て、集計事項を追加する余地はないかという点です。これまで、利用者からの新たな集計表の削除に係る要望もなく、過去に特別集計を行った実績もないため、現在の集計事項で利用者ニーズには対応できているものと考えています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、この点につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。特段、委員の方からございませんでしょうか。審議協力者の方、では、いかがでしょうか。森下審議協力者、あるいは、熊井審議協力者から何かございますか。

○森下審議協力者 特にございません。

○熊井審議協力者 特にございません。

○川崎部会長 それでは、これにつきましても、適当ということで整理させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

では、続きまして、(6)の公表の方法、公表の期日というところに進みたいと思えます。事務局から、お願いします。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 それでは、資料3の9ページの(6)のところになります。公表の方法及び公表の期日の部分でございます。

表6のところに一括してまとめておりますので、それを御覧いただければ。

まず、公表の方法についてなのですが、現行におきましては、定期刊行物その他というふうに調査計画上では記載されているのですが、具体的には紙とネットと二重で行われているというものでございます。それを変更案のとおり、ネットに集約をするということで紙をやめるというものでございます。

変更理由といたしましては、実績を踏まえて修正をするということ、業務効率化の観点も含めてというのが理由になっています。

それから、もう一つ、公表の期日の部分なのですが、これは現行のところにもありますとおり、今は翌月あるいは翌々月の20日ということで日にち指定をしているのですが、それを下旬ということで改めたいということでございます。理由といたしましては、曜日の並び等でずれる場合もあるということで、それを踏まえた柔軟な規定にすると、定め方にするというものでございます。

これについての審査状況なのですがすけれども、大きく3段落に分かれています、2段落目、「これについては」のところなのですが、紙媒体の公表が行われなくなりますので、統計利用者の利便性ということに関して問題がないかという確認はしたいというふうに思っております。

それから、公表の期日なのですが、曜日の並びによる変動を考慮したものということで、それ自体はおおむね適当かというふうには考えておりますけれども、それを変えた後、要は下旬と変えた後についても適切な公表スケジュールが維持されるかどうかということを確認したいというふうに考えています。

そういったことも踏まえまして、論点としては3つ。まず、aといたしまして、現在行われている定期刊行物の配布状況というのでしょうか、作成部数がどれほどかということ。それから、bとしては、定期刊行物を廃止することに伴って、利便性を損なわないかということ。以上、aとbは公表の方法について。それから、cは公表の期日ということになりますけれども、審査から公表に至るまでのスケジュール実績はどのようになっているか。それから、今後の早期化の可能性といったことについても投げかけをしているところでございます。

以上でございます。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、今の3点の論点につきまして、お願いいたします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料4の15ページ、(6)公表の方法及び公表の期日です。

論点のa、定期刊行物の作成部数、配布先などはどのようになっているかですが、配布部数は合計50部、配布先は官公庁であります。経済産業省、総務省、内閣府、財務省、農林水産省などに配布をしております。

論点のb、定期刊行物の廃止によって、統計利用者の利便性を損なうおそれはないか。また、定期刊行物以外の形態によって、紙媒体による公表を行う必要はないかという点であります。

定期刊行物の配布先は官公庁のみとなっております、統計利用者にはインターネットで集計表を公表しております。もしインターネット環境にない利用者から問い合わせがあれば、必要に応じて内容を印刷するという対応も可能です。また、最寄りの地方経済産業局での入手も可能となっております。このため、定期刊行物の廃止によって、統計利用者の利便性を損なうものではないと考えております。

(資料4)16ページです。論点のc。現時点の調査票の回収から、審査、集計、公表までのスケジュール実績はどのようになっているか。今回の公表期日の変更、「20日まで」が「下旬まで」となったことにより、実質的に公表日が遅くなる可能性はないか。また今後、公表を早期化する余地はないかという点であります。

現行の調査票からの集計から集計表の公表までのスケジュールは、以下のとおりです。

①オンラインで提出される調査票については、報告義務者から電子申請されたものを当室で回収をします。郵送で提出される調査票については、地方経済産業局を通じて当室に

送付されます。これに2週間程度かかっております。②次に、調査票を委託業者に手交します。③委託業者において、調査票のエラーチェック及び集計作業を行います。④調査票のエラーなどがある事業者などに、1件1件確認を行います。③、④で大体2週間程度かかるというのが現状です。⑤集計表が確定し、ホームページに掲載されます。

小売全面自由化に伴いまして、新規の小売事業者の参入により調査に不慣れな者が新たに報告対象者になることから、提出された調査票を当方が審査するために時間を要するおそれがあります。また、調査票及び集計表の形式を変更することで、集計作業に時間を要することも想定されます。さらに、月によっては公表までの営業日が少ないこともあり、現状においても作業日程が大変厳しい状況にあります。

このような中で、適切に集計表を公表するためには、利用者の利便性と照らし合わせた上で、作業日程を確保することが不可欠と考えます。

公表の期日を下旬としましても、公表日が必ずしも延期されるものとは限らず、可能な場合は、早期の公表を行うことを考えております。公表の早期化につきましては、小売全面自由化後の新規事業者の参入状況、あるいは、新しい調査票が報告義務者に浸透する時期などを見ながら、検討してまいりたいと思います。

なお、本統計調査は郵送のほかにe-Govを利用したオンラインでの調査票の提出方法もあります。オンラインの場合は、報告義務者から直接当庁に提出されるため、手続の簡素化が図れるという利点もございます。

以上であります。

○川崎部会長 ありがとうございます。

これらの点につきまして、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。どうぞ、お願いします。

○西郷委員 少し一種超越的なコメントになってしまうのですが、この間の統計委員会において、いわゆるデータアーカイブの話が、もしかしたら懇談会だったかもしれませんが、データアーカイブの話が出ました。

つまり、今ある統計を、50年後とか100年後とか、そういう長期的に保存しておくという事は非常に重要ではないかというような議論があったときに、少なくとも報告書が出ているものに関しては、国会図書館にきちんとそれが蔵書という形で保存されるので、後からアーカイブを作るという話になったときにも、少なくとも報告書に載っているものに関してはその保存ということが確保できて、担保できているという話が出たのです。

これはガス事業生産動態統計に限らず、たしか経済産業省の今の統計を今後あまり報告書は作らないという方向で整理されるように伺っていますけれども、そうすると、その超長期の保存というのですか、それをどうしたらよいかということについて、経済産業省、ないしは、このガス事業で整理がついているのかということ、今答えてくださいということではなく、お聞かせいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川崎部会長 なかなか大きな問題ですが、いかがでしょうか。これは少しこの場ですぐお答えいただくのは難しい質問でしょうか。

現時点ではどれぐらい入っているかということだけ、とりあえず。

○外園経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長補佐 すみません、現時点ではお答えいただく必要はないということがありましたが、経済産業省全体の統計の扱いについてどうかというのがありますけれども、国会図書館に納本されたものは、いわゆる電子化というか、アーカイブの形等にされて長期間保存されると思いますので、そういった中での一つの手続により保存されていくというのは、一つの理解としてはあるものと考えております。

○川崎部会長 これはこの場でなかなか議論が進みにくいところもあるので、また次回にでも、その状況だけでも報告していただけたらと思うのですが。要するに、そのサイトの中に過去何年分、未来永劫というのはなかなか言えないのかもしれませんが、例えば古いところをどういうふうに電子上、利用可能にしていくのかというようなことも、この統計の中でどうするかということ、それから、もう一つ、経済産業省、あるいは、政府全体でどうするかという文脈の中で少し検討が必要であろうという論点を提供いただいたということで理解しましょうか。そうさせていただきたいと思います。

確かに、電子化されてしまって、紙がなくなって、気がついてみたら、電子媒体もいつの間にかスペースの都合で削除されたなどということもありうるので、その辺りの扱いは大事な課題ではあるかと思えます。これは少し現時点でのお考えを次回また御報告いただけたらというふうに思います。

その他の論点ではいかがでしょうか、この3つの論点では。よろしいでしょうか。どうぞ。

○河井委員 御用意いただいた論点については全く異論はないと思いますが、公表の方法とか期日について、同意いたしますが、その内容というか、公表されているものの内容について少し質問があります。

先ほど、経済産業省の御用意していただいた資料4の14ページのところの一番下のところで、「利用者からの新たな集計表の作成に関する要望もなく、特別集計を行った実績もない。」というのは、せっかく調べたものをあまり利用されていないというのは少し寂しいというふうに感じたのですが、それを今後、自由化が行われるということで、今後利用される方が増えてくるのではないかということは期待されるとして、だとしたら、もっと利用者に対して、この統計の特徴とか、この統計から分かること等がどんなことが分かるかとか、そういうのをどんどん発信していくというのもありなのではないかと思いました。

例えば、Facebookとか、もちろんウェブ上でも構いませんけれども、そういったものを使って、この統計からこんなことが分かったというような発信です。おもしろい発信というのを是非お考えになっていただいてもいいのではないかというふうに思いました。

○川崎部会長 それでは、それについてはいかがでしょうか。何かコメント、ありますか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 特別集計がないこととか、あるいは、集計表の作成の要望がないことが必ずしもこのデータが利用されていないこととは全くイコールとはならないとは思いますが、とりわけ、小売全面自由化を迎えますと、様々なニーズが出てくる可能性はあると思っていて、少しどういうデータがどうとれるかというのは検討させていただきたいと思えます。

○川崎部会長 そうですね。せっかくですから、回答者も苦勞しながらお答えいただいているので、是非また情報発信をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、この点に、この集計、公表につきましては、いかがでしょうか、御了解いただけますでしょうか。

では、これは適当と整理させていただきます。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 部会長、すみません、1つ。資源エネルギー庁への宿題の確認なのですが、大きく2点あって、1つ目は、印刷物、それから、ネットで現段階においてどこまで古いデータが使えるか、遡れるかという事実関係が1つと、それから、将来にわたって、本調査として、もし何か方針みたいなものがあれば、現段階でのお考えを聞かせていただく、この2点を宿題とするという理解でよろしいですか。

○川崎部会長 そうですね。ありがとうございます。現状と今後の対応です。その2点の観点から、また次回御説明いただけたらと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 失礼しました。

○川崎部会長 それでは、次に進ませていただきたいと思います。

あと、もう2つほど進ませていただけたらと思います。資料3の10ページのオンライン調査のところと、それから、もう一つぐらいまでいけたらと思います。まず10ページの(7)その他オンライン調査の推進について、事務局からお願ひしたいと思います。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 10ページ、(7)その他、<オンライン調査の推進について>というところがございます。

各調査とも、横断的にオンライン状況を確認している一環ということなのですが、審査状況のところにありますとおり、この調査につきましては、都市ガス分は約6割、それから、簡易ガスについては4分の1程度が今オンラインでやられているという状況です。

ただ、この調査、ガス事業者を全数対象として行っている反復継続的な調査ということもありますので、利用実績、オンラインの利用実績を更にする余地があるのではないかとこのように考えられますし、集計作業の負担軽減、それから、調査結果の早期公表ということにも資するのではないかとこのように考えております。

したがって、論点として質問の投げかけとしては1つなのですが、最近の状況、それから、オンライン回答を増やすための取組状況いかにということでお答えいただければと考えています。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、資源エネルギー庁から、お願ひします。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 資料4の17ページ、(7)その他<オンライン調査の推進について>になります。

論点、最近の調査票の回収状況及びオンライン回答を増やすための取組状況であります。近年のオンライン回答率は下表のとおりとなります。本調査の回収率はいずれも100%となっております。オンライン化を見ますと、平成27年度が都市ガスで61.30%、簡易ガスで

24.53%、26年度が都市ガスで60.78%、簡易ガスで24.19%、平成25年度で59.52%、簡易ガスで23.91%となっております。少しずつではありますが、伸びてきている状況かと思っています。

オンライン回答を増やすための取組としましては、平成23年に日本ガス協会から会員企業に対して本統計調査に係るオンライン利用の依頼を行っています。その後、本調査におけるオンライン利用率は、様式1において約55%から63%に上昇しております。本統計調査におけるオンライン回答が促進されたものと承知をしております。

今後につきましても、業界団体などを通じて、今回の自由化に伴う調査票の見直し内容の周知とあわせるなどしまして、オンライン利用の推進を図っていききたいと思います。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、この点につきまして、御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。これは御回答いただく立場の御意見も大事だと思いますので、森下審議協力者、熊井審議協力者からも御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○熊井審議協力者 1つは、私ども、この本調査の集計業務の受託業者の立場として申し上げますと、オンラインで回答されたデータの場合は、そのまま集計システムの中にデータを投入することができますので、データのインプットにかかる時間はほとんどかからないというメリットがございます。

逆に、紙で提出されたデータにつきましては、1枚1枚手入力でインプットをしていきますので、入力の作業だけで数日間かかるというのが実態です。また、入力間違いを防ぐために、入力した人間とは別の人間がチェックするという必要がありますので、その点も人工も必要だということになります。

したがって、紙ベースでの入力枚数が少なければ、その分だけ集計の受託者としての作業負担は軽くなるということと、あとは、正確でスピーディーな入力ができるということになるだろうと思っています。

ガス市場整備室の資料にもございますが、平成23年に私どもの会員である都市ガス事業者に対しまして、オンラインでなるべく回答していただけないかというお願い文書を発出してしております。平成23年の当時では、オンライン利用率が55%程度でしたが、それを現在では60、直近で63%ということになりますと、一定の効果はあったのかというふうに思っております。

私どもガス協会としては、今回の調査票の見直しの内容につきまして、この調査内容がどう変わったかということをいずれ会員に対して周知をする必要があるだろうと思っておりますが、その際におきましても、オンライン回答の促進という周知も併せて行っていききたいと思います。

そういう意味で、オンライン回答率の更なる向上に貢献していききたいというふうに思っています。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。

森下審議協力者、お願いします。

○森下審議協力者 簡易ガス事業者の立場として、このオンライン回答率は非常にお恥ずかしいというふうに思って、協会として、まだ周知が全然不徹底なのかというところもありますので、当社を含めて、頑張ってオンライン回答を促進できるように取り組んでいきたい。当社が先立ってやっていけば、回収率も上がるかと思っていますので、是非頑張って周知していきたいというふうに思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。前向きな取組をしていただけるといことで、これは期待させていただきたいと思えます。

これにつきましては適当と整理をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の事項となります。本日の最後の事項の予定と考えておりますが、前回答申時における「今後の課題」への対応状況ということでございます。では、事務局から、お願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、資料3の11ページの項番の2番というところになります。

本調査につきましては、直近の答申が平成18年、統計委員会ではなく、以前の統計審議会の時が直近の諮問ということになります。その時に、枠囲みにありますとおり、今後の課題ということで付されているところでございます。

おおむねどういったことが記載してあるかといいますと、2行目からになりますが、「自由化の範囲が拡大されると、そういった場合には、当然調査内容が変更になる。経済産業省としては、統計の比較継続ということが出来る工夫をしましょう。」という旨の課題がついています。要は、事業法の改正に伴って調査内容が変わる。それに伴って統計も変わり得ますよねという、そういうことの課題ということでございます。

審査状況ということでございますが、段落2つ記載しておりますけれども、2段落目、「今回申請された」というところを御覧いただければと思いますが、要は、今回申請された変更内容、本日御審議いただいた内容になりますけれども、それが上記課題への対応ということに具体的にはなっているのではないかというふうに思っているところでございます。ですので、今後の課題の対応の適否ということにつきましては、既に御審議いただいた内容の中で確認されているという整理かというふうに思っております。

ですので、この部分に関しては特段論点を立てず、結論のみ記載させていただいているところでございます。

以上です。

○川崎部会長 分かりました。特段大きな問題も、今までの議論を踏まえまして、ないというふうに私は理解しましたが、資源エネルギー庁で何か補足されることはありますでしょうか。

○藤本経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備室長 特にございません。

○川崎部会長 それでは、前回答申の課題ということにつきましては、特段問題なしということで、これは適当ということで整理させていただきたいと思います。

おかげさまで、効率的に当初予定しておりました事項の最後まで審議することができました。ありがとうございました。

これで本日の審議はおしまいとさせていただきますが、念のため、本日の結論を整理させていただきますと、基本的には全ての事項について適当というふうに整理をさせていただいてはおります。若干論点で出てまいりましたのは、集計、公表につきまして、データのアーカイブ化といいますか、古いデータの長期的な利用の体制をどうするかということ御確認をいただきたいという、先ほど申し上げたようなことが次回にまた御報告をいただくということにさせていただきたいと思います。

それから、残る事項、未諮問基幹統計としての審議ということで、この点につきまして、もう一つ論点が次回ございますが、そのほか、これまでの議論全体を整理いたしまして、次回をもって一応2回の審議を終了というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

なお、本日の審議ではいろいろ論点を上げていただき、深い議論をしていただきましたけれども、このほかにも、もし何か追加でお気づきの論点がございましたら、事務局までメールにより御連絡いただけたらと思います。ただ、今後の時間の日程が非常にタイトでありますので、今週の木曜日、6日までに事務局のほうに、もし御意見がある場合、いただきたいというふうにお話をいただいておりますので、御協力をお願いしたいと思います。

それでは、あと、本日の審議内容につきましては、来週11日火曜日に統計委員会が開催予定となっておりますので、こちらにつきまして、審議内容を御報告させていただきたいと思います。

最後に、事務局から、次回についての御連絡をお願いします。

○岩黒総務省政策統括官（統計基準担当）付官 次回の部会は、10月24日月曜日、16時半から、本日と同じ、新宿区若松町、総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。

また、先ほど部会長から御連絡がありましたが、お気づきの点等がございましたら、準備の都合もありますので、10月6日木曜までにメール等適宜の方法により、事務局まで御連絡をお願いいたします。

最後に、部会の結果概要については、事務局で作成次第、メールにて照会いたしますので、こちらにつきましても御確認をよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○川崎部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。遅い時間になりました。御協力、ありがとうございました。お礼申し上げます。失礼いたします。